

広島県告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年一月二十日までの間、縦覧に供する。

令和四年一月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下御領新市線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福山市神辺町大字道上字中川一二五九番一〇地 先から 福山市神辺町大字道上字起二一七〇番一地先ま で	旧	六・五〇〇 一・二〇〇〇	四四〇・〇〇	
福山市神辺町大字道上字中谷二〇四二番一地先 から 福山市神辺町大字道上字中坪二八六三番一地先 まで	新	一・一〇〇〇 〇・三三二〇	四三九・〇	拡幅
	旧	六・〇〇〇 一・五〇〇〇	四三九・〇	
	新	一・一〇〇〇 〇・二八・五	四四〇・〇〇	拡幅